

四万十町生ごみ処理容器等購入設置事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生ごみの減量化及び再資源化の促進を図るために一般家庭から排出される生ごみを減量化及び堆肥化するための生ごみ処理容器等を購入し、設置した者に対し予算の範囲内において四万十町生ごみ処理容器等購入設置事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、四万十町補助金等交付規則（平成18年四万十町規則第50号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「生ごみ処理容器等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 生ごみ処理容器 微生物を利用し生ごみを発酵分解させその容量を減少し、堆肥化させる容器
- (2) 生ごみ処理機 微生物の活動又は乾燥装置により、生ごみを減量化及び堆肥化させる機器

(交付要件)

第3条 補助金の交付を受けられる者は、次に掲げる要件を備えた者とする。

- (1) 町内に住所を有し、かつ、居住していること。
- (2) 生ごみ処理容器等を常に良好な状態で維持管理できること。
- (3) 堆肥化及び減量化された生ごみを自ら処理することができること。

(補助金額)

第4条 補助金の額は、次に掲げる額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

- (1) 生ごみ処理容器 購入価格の2分の1に相当する額とし、1基につき2,500円を限度とする。
- (2) 生ごみ処理機 購入価格の2分の1に相当する額とし、1基につき25,000円を限度とする。

(補助対象数)

第5条 補助対象となる生ごみ処理容器等の数は、1世帯につき1基までとする。

2 補助を受けて購入した生ごみ処理容器等が5年を経過し、かつ、故障等により使用不能となった場合は、この限りではない。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、生ごみ処理容器等の購入前に四万十町生ごみ処理容器等購入設置事業費補助金交付申請書(様式第1号)に必要な書類を添えて、町長に申請しなければならない。

(交付決定)

第7条 町長は、前条の規定に基づく申請があったときは、速やかにその内容を審査して適当と認めるときは、補助金の額を決定し四万十町生ごみ処理容器等購入設置事業費補助金交付決定通知書(様式第2号)により、当該申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業完了後30日以内又は当該年度に属する2月末日のいずれか早い日までに、実績報告書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の確定)

第9条 町長は、第8条の規定により提出された実績報告書を審査し、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、確定通知書(様式第4号)により当該補助事業者に通知するものとする。

(交付請求)

第10条 前条により交付決定の通知を受けた者が補助金の交付を受けようとするときは、四万十町生ごみ処理容器等購入設置事業費補助金交付請求書(様式第5号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前条の規定に基づく請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第11条 町長は、不正な手段により補助金の交付決定又は交付を受けた者がいるときは、交付決定を取消し、又は既に交付した補助金を返還させることができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成18年8月1日から施行する。

附 則 (令和7年4月1日告示第 号)

この告示は、公布の日から施行する。